

第10回 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会

議事概要

日 時：令和 7年 1 月 22 日（水）14:00～15:40

場 所：豊橋河川事務所 2階会議室（WEB併用）

参加者：国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所長

愛知県 東三河建設事務所長（WEB）

豊橋市 建設部長

豊川市 建設部長

豊川改修期成同盟会 会長

豊川改修促進期成同盟会 会長

概 要：

- ① 規約改定について
- ② 「令和 6 年 8 月の台風 10 号による大雨」豊川における出水概要について
- ③ 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップについて
- ④ 作業部会及び地元説明会の開催報告について
- ⑤ 地元からの主な意見に対する対応等について
- ⑥ 作業部会・地元説明会で出た意見・回答の公表方法について
- ⑦ その他について（霞堤地区浸水被害軽減対策計画の改訂のポイントと今後の予定等）

主な発言内容：

① 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会 規約（改定案）について

・今後公表される作業部会等の議事録は、令和 7 年以降のものが対象であるのか。（豊川市）
→（事務局）今年度（令和 6 年度）以降の議事録を公表していく予定である。

・規約上、協議会と作業部会は非公開になっているが、協議会の議事概要は公表することとなっている。金沢霞堤地区の地元説明会では、マスコミ関係者も参加されたとのことだが、規約上、問題はないのか。（豊川改修促進期成同盟会）

→（事務局）作業部会と協議会は規約にて「非公開」とされている。ただ、毎年同じような質問があることも踏まえ、作業部会の議事録についても、今年度以降公表する事とした。地元説明会は公開の場であるため、霞堤地区以外の方も参加可能である。

⇒規約改訂について、了承を得る。

② 令和 6 年 8 月の出水概要/③豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップについて

・令和 5 年 6 月豪雨において各霞堤地区で大きな被害を受けたため、住民の方が不安にならないよう、今後の整備スケジュールや進捗報告をしっかりとお願いしたい。また、同盟会を通じて本省や財務省に要望活動を行っていくため、予算確保も併せてお願いしたい。（豊橋市）

→（事務局）地元説明会等において、説明をしっかりと行っていく予定である。予算について

も地元の切実な要望を踏まえ、確保に努めていきたい。

- ・令和6年8月豪雨において、下条地区の市道と県道が冠水の恐れがあり、事前に簡易水位計で動員体制を整えていたが、施設の不具合があり情報把握が困難であった。施設の事前点検などにも努めていただきたい。（豊橋市）

→（事務局）外部カメラや回転灯など、出水時に確実に稼働するよう保守点検を引き続き行っていく。

- ・設楽ダムの完成延期に伴い小堤等整備も見直されたが、地元は令和7年度の完成を期待していた。1日も早い完成を目指し、令和11年度（中期）までの完成に向けた計画の見直しと予算確保をしていただきたい。（豊川改修促進期成同盟会）

→（事務局）計画的かつ確実に整備ができるよう、予算確保に努めていく。

- ・賀茂/三上地区の地元住民や小学生を対象に賀茂樋管の現場見学会を開催いただいたが、豊川市内でも毎年霞堤について学習している小学校もある。豊川市内の小学校を対象とした見学会の開催を検討いただきたい。（豊川改修促進期成同盟会）

→（事務局）広報活動の一環として開催しているが、次年度の開催は未定であるため、今後検討していきたい。

- ・小堤について矢作川鵜の首地区で発生した石を活用した被覆構造を検討し、完成予想図の設置を検討しているとのことだが、完成予想図とはどのようなもので、どこに設置する予定なのか。（豊川改修促進期成同盟会）

→（事務局）各地区の工事の支障にならない箇所に設置していく予定である。設置イメージや設置箇所の案ができれば共有する。

- ・小堤整備に関して、各霞堤地区の用地取得率をわかる範囲でご教示いただきたい。（豊川市）

→（事務局）用地取得については地区により取得率の違いはあるが、全体として面積ベースで約7割が取得済みである。

- ・古川排水機場や小坂井排水機場について、操作作業員の高齢化が著しい。昨年の協議会において、垂直避難や遠隔操作について検討していくという話であったが、どのように考えているのか。（豊川市）

→（事務局）古川排水機場は操作室が2階にあるため、垂直避難により安全は確保可能である。一方、小坂井排水機場は操作室が1階にあるため、浸水した場合に避難の判断ができるよう、操作室と機場の2か所に、避難判断の目安となる警告ランプの設置を今後検討していきたい。

④ 作業部会及び地元説明会の開催報告

- ・作業部会の開催報告について、下条地区で「地元説明会では、どの高さになると浸水するのか、道路冠水が生じるのかがわかるような説明をされた方が理解していただけると思う」という意見に対し、「住民説明会に向けて、資料の修正・補足を行い、理解しやすい資料を作成する」と回答があるが、来年度の地元説明会ではどのように作成して提示していくのか。（豊川改修期成同盟会）

→（事務局）現段階でも各霞堤地区で整備の進捗率が異なり、今後の工事によっても地区毎で道路冠水が生じるタイミングも変わってくる。開口部の状況が変わってくるため、ポータルサイトも毎年更新を図らなくてはならない。来年度以降、工事がスタートしていく地

区では、開口部の状況の変化をきちんと説明するとともに、道路冠水の周知は国では対応できないため、道路管理者の皆さんとも協力して資料を作成していく必要がある。

- ・冠水箇所等の状況、情報を紙媒体などで常に持ち歩いているわけではない。冠水箇所や適切な避難行動を確認するため、それらの情報をスマートフォンやカーナビなどに掲載されるとよい。
(豊川改修期成同盟会)

→ (事務局) 豊橋市ではワンコイン浸水センサーなどの設置が進んでいる。避難情報の提供や通行止めは国では対応できないため、市や県と協力して実施していく必要がある。また、今後きちんと伝えていく必要がある情報として、河口の状況が挙げられる。多くの方が上流の情報だけを見ており、河口の状況（大潮など）によって水位の状況は変わってくる。ソフト面を含め、安価に提供できる手段など、今後関係機関で検討していく必要がある。

⑥作業部会・地元説明会で出た意見・回答の公表方法について

- ・作業部会や地元説明Ⅰで「確認し回答する」とある事項について、今後どのような形で回答していくのか（豊川改修期成同盟会）

→ (事務局) 回答できなかったものについては、各地区それぞれで今後協議させていただきたい。現状では回答ができないものもあり、また国だけではなく県・市の対応もある。今回は現段階のものを公表していく予定である。

⑦ その他について

- ・間川の無堤区間における築堤や樋管整備についても、今後対策をお願いしたい。（豊川市）

→ (事務局) 過去にも検討されていたが解決されていない状況であり、まず協議が必要である。直轄では管理をしないため、水路や樋管の施工、管理等を誰がやるのか、関係機関でそれらを協議したうえで役割分担をしていく必要がある。

- ・本協議会は小堤整備等浸水被害軽減対策が完了した段階で解散する。（事務局）

議事内容の審議

- ・議事内容について了承する。

以 上